

## 鳥海ダム建設に関する基本計画（第1回変更）を告示しました

国土交通省では、鳥海ダムの建設に関する基本計画の変更について、本日告示しました。

令和14年度の完成に向け、引き続き品質、安全を確保しつつ、最大限のコスト縮減に取り組んで参ります。

国土交通省東北地方整備局では、子吉川流域の洪水被害の軽減、既得用水の補給などの流水の正常な機能の維持、水道用水の供給、発電を目的として、鳥海ダム建設事業を進めています。

今般、鳥海ダム建設事業の特定多目的ダム法第4条に基づく基本計画の変更（事業工期及び事業費の変更）について、秋田県知事等の意見聴取、関係省庁との協議等の必要な手続きが完了し、本日告示しました。

令和14年度の完成に向け、引き続き品質、安全を確保しつつ、最大限のコスト縮減に取り組んで参ります。

### 【変更内容の概要】

- ・ 工期を平成40年度（令和10年度）から令和14年度に4年間延伸
- ・ 事業費を約1,100億円から約1,990億円に約890億円増

（添付資料）

- 別紙 鳥海ダムの建設に関する基本計画

< 発表記者会 >

秋田県政記者会、秋田魁新報社本荘支局、読売新聞東京本社由利本荘通信部

### 問い合わせ先



国土交通省

東北地方整備局 鳥海ダム工事事務所

住所：秋田県由利本荘市水林408

電話：0184(23)5120（代表） FAX：0184(74)3324

副 所 長（技術） さいとう 齊藤 まさひろ 勝博（内線204）

## 鳥海ダムの建設に関する基本計画

当初計画

国土交通省告示第1361号

平成30年12月20日

第1回変更

国土交通省告示第922号

令和5年8月30日

国土交通省

# 鳥海ダムの建設に関する基本計画

## 1 建設の目的

### (1) 洪水調節

鳥海ダムの建設される地点における計画高水流量毎秒780立方メートルのうち、毎秒700立方メートルの洪水調節を行う。

### (2) 流水の正常な機能の維持

下流の既得用水の補給等流水の正常な機能の維持と増進を図る。

### (3) 水道

由利本荘市に対し、新たに1日最大20,670立方メートルの水道用水の取水を可能ならしめる。

### (4) 発電

鳥海ダムの建設に伴って新設される鳥海発電所（仮称）において、最大出力990キロワットの発電を行う。

## 2 位置及び名称

### (1) 位置

子吉川水系子吉川

右岸 秋田県由利本荘市鳥海町百宅

左岸 秋田県由利本荘市鳥海町百宅

### (2) 名称

鳥海ダム

## 3 規模及び型式

### (1) 規模

堤高（基礎地盤から堤頂までをいう。）

81.0メートル

### (2) 型式

台形CSGダム

## 4 貯留量、取水量及び放流量並びに貯留量の用途別配分に関する事項

### (1) 貯留量

#### イ 総貯留量

最高水位は、標高419.2メートルとし、総貯留量は、46,800,000立方メートルとする。

#### ロ 有効貯留量

最低水位は、標高401.4メートルとし、有効貯留量は、総貯留量のうち標高419.2メートルから標高401.4メートルまでの有効水深17.8メートルに対応する貯留量39,000,000立方メートルとする。

### (2) 取水量及び放流量並びに貯留量の用途別配分

#### イ 洪水調節

洪水調節は、標高419.2メートルから標高411.6メートルまでの容量21,000,000立方メートルを利用して行うものとする。

#### ロ 流水の正常な機能の維持

流水の正常な機能の維持と増進を図るための貯留量は、標高411.6メートルから標高401.4メートルまでの容量18,000,000立方メートルのうち最大17,800,000立方メートルとする。

#### ハ 水道

由利本荘市の水道用水として、新たに1日最大20,670立方メートルの取水を可能ならしめるものとする。

由利本荘市の水道用水のための貯留量は、標高411.6メートルから標高401.4メートルまでの容量18,000,000立方メートルのうち最大200,000立方メートルとする。

ただし、水道のための多目的ダムの使用は、イに規定する洪水調節及びロに規定する流水の正常な機能の維持に支障を与えないように行うものとする。

## 二 発電

鳥海発電所（仮称）の取水量は、毎秒4.6立方メートル以内とし、発電のための貯留量は、標高411.6メートルから標高401.4メートルまでの容量18,000,000立方メートルとする。

ただし、発電のための多目的ダムの使用は、イに規定する洪水調節、ロに規定する流水の正常な機能の維持及びハに規定する水道に支障を与えないように行うものとし、これらのための放流により水位を低下させる場合を除き行ってはならない。

## 5 ダム使用権の設定予定者

由利本荘市（水道）

秋田県（発電）

## 6 建設に要する費用及びその負担に関する事項

### (1) 建設に要する費用の概算額

約1,990億円

### (2) 建設に要する費用の負担者及び負担額

イ 河川法第59条、第60条第1項の規定に基づく国及び秋田県の負担額

建設に要する費用の額に1,000分の988.0を乗じて得た額とする。

ロ 特定多目的ダム法第7条第1項の規定に基づく由利本荘市（水道）及び秋田県（発電）の負担額

由利本荘市（水道）の負担額は、建設に要する費用の額に1,000分の11.7を乗じて得た額とする。

秋田県（発電）の負担額は、建設に要する費用の額に1,000分の0.3を乗じて得た額とする。

## 7 工期

平成5年度から令和14年度までの予定